

交通事故で来院された方へ

うえの整形外科

- ① 当院では交通事故診療において、同時に医業類似行為(整骨院、あんま、指圧、マッサージ、鍼灸、整体)以下整骨院等、の併施を認めておりません。事故後から整骨院等のみにかかっている場合や、医療機関受診後に長期間にわたって整骨院等にかかっている場合も、当院での治療はお断りしております。理由としては、上記の施設は医療機関ではなく、そこで行われている“医業類似行為”は医師の管理下で行われていないため、何かトラブルがあった場合に医療機関が責任を負えないためです。また、当院受診後に整骨院等へ行かれる場合は、上記理由により、当院での治療、書類記載などもすべて中止となり、当該事故の再診はお受けできなくなりますのでご注意ください。他の医療機関への転院は問題ありませんので、ご希望があれば紹介状(診療情報提供書)を作成いたします。
- ② 事故日より一定期間(おおむね 2 週間以上)医療機関を受診しないと自賠責調査があり、事故との因果関係を否定され、自賠責保険の適応外となる事があります。また、通院開始後に間隔があいている場合や通院頻度が少ない場合、治療の意思がないと判断され保険会社から支払いが打ち切られる場合があります。患者様の症状に合わせた投薬やリハビリ等の適切な治療を受けるためにも、定期的に通院し診察を受けてください。治療の経過・方針把握の観点から、1ヶ月以上受診をされなかった際は治療を中止とさせていただく場合がございます。
- ③ 原則として自賠責保険を使用して治療をさせていただいております。健康保険を使用した治療もお受けできますが、健康保険の認める範囲(使用できる薬剤の種類・量、リハビリの内容等)での治療となるため、治療内容に制限があります。保険会社によっては、健康保険の使用をすすめてくる場合があるようですが、健康保険を使用するかどうかは患者様ご本人が決めるもので、加害者や損害保険会社から指示されるものではありません。
- ④ 健康保険証を使う場合は、必ずご自身で加入している健康保険組合に「第三者行為の届出申請」をしていただく必要があります。また、受診の際には、その都度窓口で健康保険一部負担金の支払いが必要となります。窓口一部負担金を保険会社にまとめて請求すること(任意保険会社による健康保険一括払い)は健康保険法違反となりますので取り扱いができません。

※健康保険による治療の場合は、損害保険会社所定の書類(自動車保険の診断書・診療報酬明細書・後遺障害診断書)を作成する義務は医療機関にありません。診断書、明細書はご本人からのご依頼の都度作成し、代金と引き換えに書類をお渡しさせていただきます。

また、交通事故の損害賠償の判断の義務がございませんので、症状固定の判断はいたしません。原則として後遺症の診断書も発行致しませんので予めご承知下さい。

※上記の内容について了承しました。

年 月 日 氏名
